

# 金融庁による サステナブルファイナンスの取組み

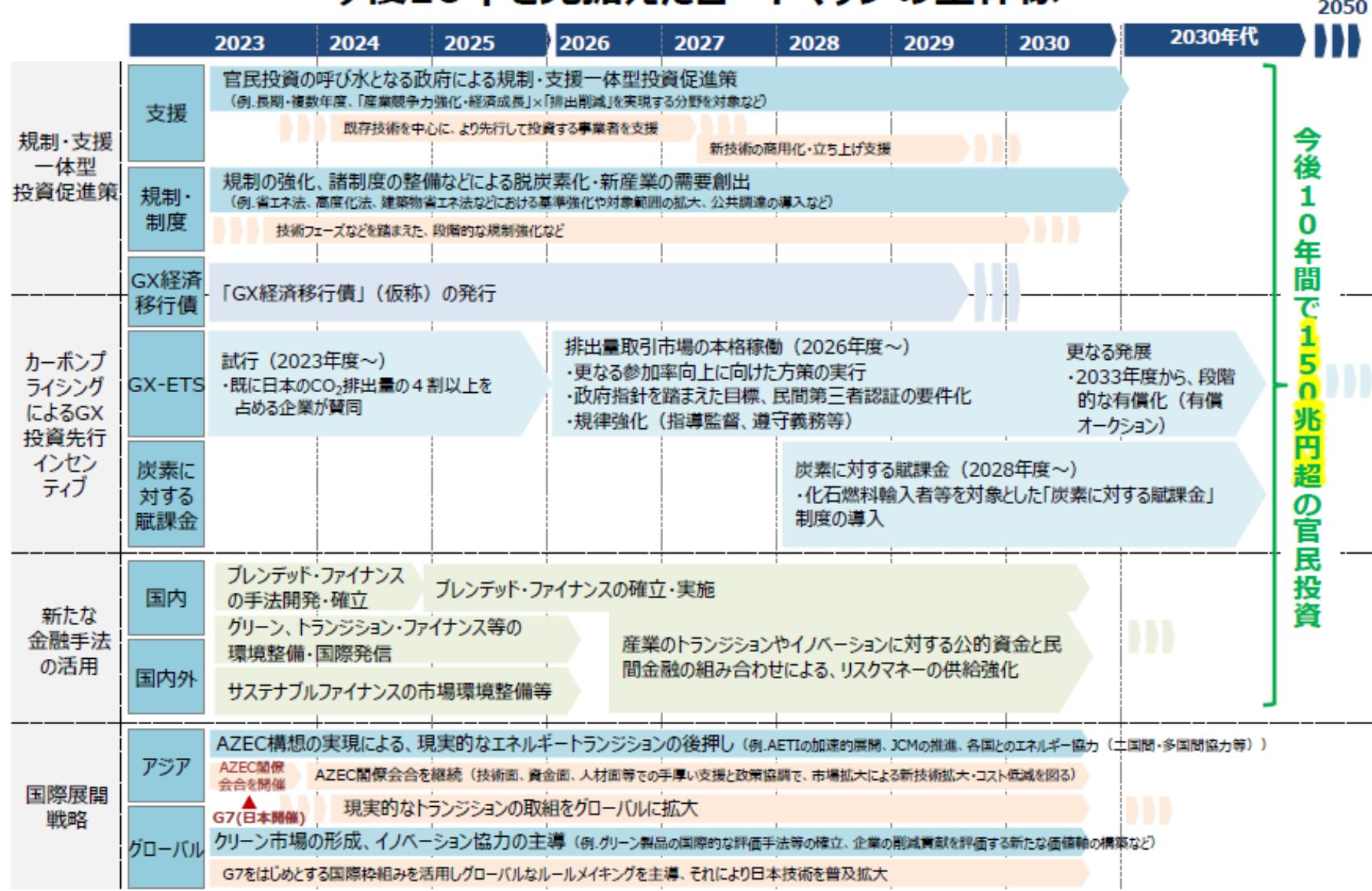
令和5年6月8日

金融庁

## 1. サステナブルファイナンスを取りまく動向

# GX 実現に向けた基本方針(10年ロードマップ)

## 今後10年を見据えたロードマップの全体像



# GX推進法(概要)

## 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案【GX推進法】の概要

### 背景・法律の概要

- 世界規模でグリーン・トランジション（GX）実現に向けた投資競争が加速する中で、我が国でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要。
- 昨年12月にGX実行会議で取りまとめられた「GX実現に向けた基本方針」に基づき、（1）GX推進戦略の策定・実行、（2）GX経済移行債の発行、（3）成長志向型カーボンプライシングの導入、（4）GX推進機構の設立、（5）進歩評価と必要な見直しを法定。

### (1) GX推進戦略の策定・実行

- 政府は、GXを総合的かつ計画的に推進するための戦略（脱炭素成長型経済構造移行推進戦略）を策定。戦略はGX経済への移行状況を検討し、適切に見直し。  
【第6条】

### (2) GX経済移行債の発行

- 政府は、GX推進戦略の実現に向けた先行投資を支援するため、2023年度（令和5年度）から10年間で、GX経済移行債（脱炭素成長型経済構造移行債）を発行。  
【第7条】  
※ 今後10年間で20兆円規模。エネルギー・原材料の脱炭素化と収益性向上等に資する革新的な技術開発・設備投資等を支援。
- GX経済移行債は、化石燃料賦課金・特定事業者負担金により償還。  
（2050年度（令和32年度）までに償還）。  
【第8条】  
※ GX経済移行債や、化石燃料賦課金・特定事業者負担金の収入は、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定で区分して経理。必要な措置を講ずるため、本法附則で特別会計に関する法律を改正。

### (4) GX推進機構の設立

- 経済産業大臣の認可により、GX推進機構（脱炭素成長型経済構造移行推進機構）を設立。  
(GX推進機構の業務)  
【第54条】
  - ① 民間企業のGX投資の支援（金融支援（債務保証等））
  - ② 化石燃料賦課金・特定事業者負担金の徴収
  - ③ 排出量取引制度の運営（特定事業者排出枠の割当・入札等） 等

### (3) 成長志向型カーボンプライシングの導入

- 炭素排出に値付けすることで、GX関連製品・事業の付加価値を向上。  
⇒ 先行投資支援と合わせ、GXに先行して取り組む事業者にインセンティブが付与される仕組みを創設。  
※ ①②は、直ちに導入するのではなく、GXに取り組む期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入。（低い負担から導入し、徐々に引上げ。）

#### ① 炭素に対する賦課金（化石燃料賦課金）の導入

- 2028年度（令和10年度）から、経済産業大臣は、化石燃料の輸入事業者等に対して、輸入等する化石燃料に由来するCO2の量に応じて、化石燃料賦課金を徴収。  
【第11条】

#### ② 排出量取引制度

- 2033年度（令和15年度）から、経済産業大臣は、発電事業者に対して、一部有償でCO2の排出枠（量）を割り当て、その量に応じた特定事業者負担金を徴収。  
【第15条・第16条】
  - 具体的な有償の排出枠の割当や単価は、入札方式（有償オークション）により、決定。  
【第17条】

### (5) 進歩評価と必要な見直し

- GX投資等の実施状況・CO2の排出に係る国内外の経済動向等を踏まえ、施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを講ずる。
- 化石燃料賦課金や排出量取引制度に関する詳細の制度設計について排出枠取引制度の本格的な稼働のための具体的な方策を含めて検討し、この法律の施行後2年内に、必要な法制上の措置を行う。  
【附則第11条】

# G7新潟財務大臣・中央銀行総裁会合 – 金融分野に関する議論の結果①

G7財務大臣・中央銀行総裁会合が新潟で開催（5月11日-13日）。会合終了後に声明を公表。金融分野における主な議論の結果は下記のとおり。

## 金融セクターの動向

- ✓ 2008年の世界金融危機後に実施された金融規制改革に支えられ、**金融システムが強靭であることを再確認**。
- ✓ 監督・規制当局と引き続き緊密に連携し、**金融セクターの動向を監視**。金融安定及び金融システムの強靭性を維持するために適切な行動をとる用意があることに合意。
- ✓ 銀行システムにおけるデータ、監督、規制上のギャップに対処。
- ✓ 金融安定理事会（FSB）が、今般の銀行破綻等から教訓を引き出し、金融システムを強化するために優先的に取り組む事項を検討することを支持。
- ✓ 引き続き、ノンバンク金融仲介（NBFI）における脆弱性への対処を優先。NBFIの強靭性の強化に関するFSB等の作業を強く支持。

## 暗号資産・ステーブルコイン

- ✓ 責任あるイノベーションを支援しつつ、暗号資産がもたらす**金融安定及びマネロン等に関するリスクに対処**するため、効果的なモニタリング、規制及び監視が極めて重要との認識を共有。
- ✓ 金融安定理事会（FSB）のハイレベル勧告等と整合的な形で、**暗号資産・ステーブルコインに関する効果的な規制監督上の枠組みを実施していくことにコミット**。FSB等が**FSBハイレベル勧告の実施をグローバルに促進していくことを奨励**。
- ✓ **マネロン等に関するリスクへの対処**に関し、**金融活動作業部会（FATF）の取組みを支持**。

※FATF基準（トラベルルール等）のグローバルな実施の加速や、分散型金融（DeFi）及び個人間で行われる取引（P2P取引）等から生じる新たなリスクに関する作業

# G7新潟財務大臣・中央銀行総裁会合－金融分野に関する議論の結果②

G7財務大臣・中央銀行総裁会合（5月11日-13日）では、サステナビリティ開示、トランジション・ファイナンス、自然災害リスクファイナンスについても議論。議論の結果は下記のとおり。

## サステナビリティ開示

- ✓ 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）による、気候関連開示基準の最終化等を支持。
- ✓ 生物多様性及び人的資本に関する開示について、ISSBの将来の作業に期待。こうした開示は、投資家が、生物多様性、従業員への投資、並びに多様性、公平性及び包摂性（DEI）に関する企業の価値創造を評価するにあたって、有用な情報を提供しうるとの認識を共有。

## トランジション・ファイナンス

- ✓ トランジション・ファイナンスは経済全体の脱炭素化を推進する上で重要な役割を有しているとの認識を共有。
- ✓ 公的・民間セクターに対し、フォワード・ルッキングな移行の進捗評価を可能にすることや、ファイナント・エミッショն（投融資に係る温室効果ガスの排出量）の軌跡を説明することにより、トランジション・ファイナンスの促進に資する、情報の入手可能性と信頼性を強化することを懇意。

## 自然災害リスクファイナンス

- ✓ 気候変動により悪化した自然災害の頻度と深刻度が増していることを踏まえ、プロテクションギャップを縮小させるためには、保険を含む災害リスクファイナンスの促進において民間・公的セクターの協調の強化が極めて重要との認識を共有。
- ✓ 保険監督者国際機構（IAIS）が経済協力開発機構（OECD）と連携して2023年末までに策定する、自然災害リスクに対する経済的及び財務的な強靭性強化に関する報告書に期待。

※2023年11月に東京でIAIS年次総会を開催

## **2(1). 企業開示の充実**

# サステナビリティ情報の「記載欄」の新設に係る改正(2023年1月31日公布・施行)

- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(2022年6月公表)を踏まえ、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の「記載欄」を新設し、「ガバナンス」及び「リスク管理」については全ての企業が開示し、「戦略」及び「指標及び目標」については各企業が重要性を判断して開示する(2023年3月期から適用)

有価証券報告書(主な項目)

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

- 従業員の状況 等

### 第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題 等
- サステナビリティに関する考え方及び取組(新設)
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 等

### 第3 設備の状況

### 第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況
- 経理の状況
- 連結財務諸表、財務諸表 等

⋮

## サステナビリティに関する考え方及び取組

### (1) ガバナンス 全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対するガバナンス体制  
(記載イメージ:取締役会や任意に設置した委員会等の体制や役割 等)

### (2) 戦略

重要性を判断して開示 サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する取組み  
(記載イメージ:企業が識別したリスク及び機会の項目とその対応策 等)

全企業が開示

全企業が開示

人的資本について、人材育成方針や社内環境整備方針

### (3) リスク管理

重要性を判断して開示 サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別・評価・管理するために用いるプロセス  
(記載イメージ:リスク及び機会の識別・評価方法や報告プロセス 等)

### (4) 指標及び目標

重要性を判断して開示

全企業が開示

全企業が開示  
(注1)

サステナビリティ関連のリスク及び機会の実績を評価・管理するために用いる情報(記載イメージ: GHG排出量の削減目標と実績値 等)

人材育成方針や社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標による目標・実績

女性管理職比率、男性育児休業等取得率、男女間賃金格差については、「従業員の状況」で記載

#### (記載に当たっての留意事項)

- ✓ 詳細情報について、任意開示書類(統合報告書、データブック等)の参照も可能<sup>(注2)</sup>
- ✓ 記載した将来情報が、実際の結果と異なる場合でも、合理的な仮定等に基づき、適切な検討を経たものであれば、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない

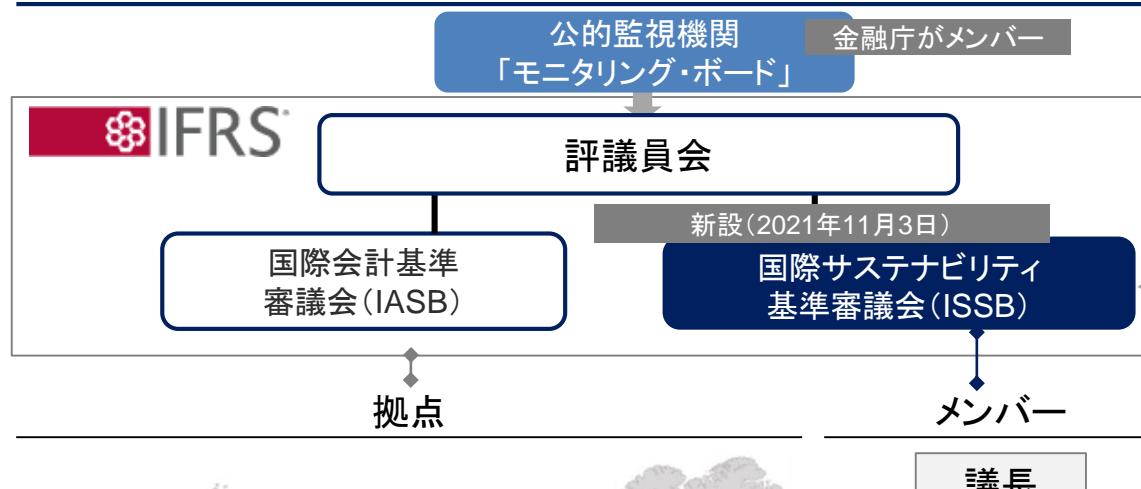
(注1)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」又は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)」に基づく情報の公表義務(努力義務は含まない)のある企業が対象となる

(注2)任意開示書類に明らかに重要な虚偽記載があることを知りながら参考するなど、当該参考する旨の記載自体が有価証券報告書の重要な虚偽記載になりうる場合を除けば、単に任意開示書 8類の虚偽記載のみをもって、金融商品取引法の罰則や課徴金が課されることにはならない

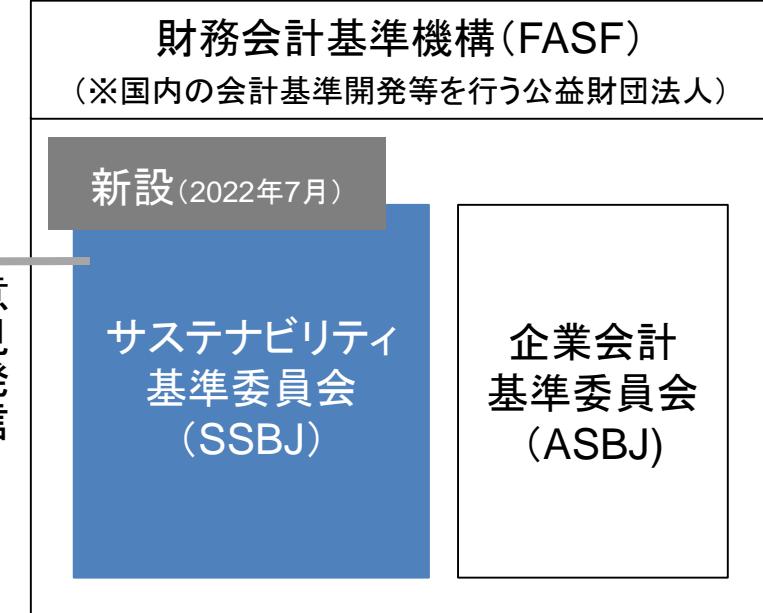
# サステナビリティ開示基準の国際的な動向と日本からの意見発信

- 2021年11月3日、国際会計基準財団(IFRS財団)は、「国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)」の設置を公表。IFRS財団の拠点について、官民一体で積極的に働きかけ、東京のISSB拠点としての活用が決定。
- IFRS財団は、「全般的な開示要求事項」および「気候関連開示基準」について、2023年6月に最終化を予定。また、2023年5月4日、ISSBの基準策定における優先アジェンダ(例:生物多様性、人的資本等)を決定するための市中協議を開始(コメント期限:9月1日)。
- 日本では、「サステナビリティ基準委員会」が国内のサステナビリティ開示基準の開発および国際的な意見発信を担う。

## 国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の概要



## 日本からの意見発信



※SSBJは、2022年1月から6月までは、SSBJ設立準備委員会として活動

※議長1名・副議長2名のほかに、  
日本人1名(小森博司氏)を含む  
11名の理事が就任

(出所)エマニュエル・ファベール氏の顔写真はIFRS財団ウェブサイトから掲載

## 2(2). 市場機能の発揮

# JPX「ESG関連債情報プラットフォーム」

Climate change  
Corruption  
Resources  
Pollution  
Working practices  
Human rights  
Corporate governance  
Biodiversity

## ESG債情報 プラットフォーム

集約した ESG 債情報を  
タイムリーに提供します

Produced by **JPX**

ESG債情報プラットフォーム

Produced by **JPX**

【個別債券画面】

ISINコード/ ISIN	条件決定日/ Pricing date	発行体/ Issuer	債券名称/ Bond name	発行額/ Issuance amount	年限/ Term	募集形態/ Offering format
JP318320AN67	2022/05/30	株式会社 日本取引所グループ	株式会社日本取引所グループ第1回無担保社債（社債間限定同順位特約及び譲渡制限付）（グリーン・デジタル・トラック・ボンド）	500百万円	1.0年	公募（ホールセール）
JP387040AN38	2022/03/18	株式会社 丸井グループ	株式会社丸井グループ第3・9回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）	1,300百万円	3.0年	公募（リテール）
JP369420AN36	2022/03/09	日本貨物鉄道	日本貨物鉄道株式会社第1回社債（一般担保付）（グリーンボンド）	10,000百万円	10.0年	公募（ホールセール）
JP369420BN35	2022/03/09	日本貨物鉄道	日本貨物鉄道株式会社第2回社債（一般担保付）（グリーンボンド）	10,000百万円	20.0年	公募（ホールセール）
JP358582AN33	2022/03/04	東京電力リニューアブルパワー	東京電力リニューアブルパワー株式会社第2回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）	10,000百万円	5.0年	公募（ホールセール）
JP321020AN31	2022/03/02	鹿島建設	鹿島建設株式会社第4・7回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）	10,000百万円	5.0年	公募（ホールセール）

ISINコード / ISIN : JP318320AN67 · 条件決定日 / Pricing date : 2022/05/30  
発行体 / Issuer : 株式会社 日本取引所グループ · 種類 / TSE sector : 金融・保険業  
発行情報等 / Prospectus : <https://www.jpex.co.jp/corporate/news/news-releases/6020/20220601-01.html>  
フレームワーク / Framework : <https://www.jpex.co.jp/corporate/sustainability/jpx-esg/environment/index.html>  
レポートイング / Reporting : <https://www.jpex.co.jp/corporate/sustainability/jpx-esg/environment/index.html>  
主幹事証券会社 / Lead managers : 野村證券  
募集形態 / Offering format : 公募（ホールセール）

発行額 / Issuance amount : 500,000,000円 · 利率 / Interest rate : 0.05%  
年限 / Term : 1.0年 · 払込期日 / Settlement date : 2022/06/03  
償還期限 / Maturity date : 2023/06/03 · 信用格付け / Credit rating :  
ESG債区分 / Bond label : Green · 評価機関 / External reviewer : R&I  
評価情報 / External review : [https://www.r-i.co.jp/news\\_release\\_gf/2022/06/news\\_release\\_gf\\_20220601\\_jpn\\_01.pdf](https://www.r-i.co.jp/news_release_gf/2022/06/news_release_gf_20220601_jpn_01.pdf)  
参照ガイドライン / Referred guideline : グリーンボンド原則2021 (ICMA)  
グリーンボンドガイドライン2020 (環境省)  
参考 / Other information : グリーン・デジタル・トラック・ボンド <https://www.jpex.co.jp/corporate/news/news-releases/6020/20220601-01.html>

一覧へ戻る

# 国内外におけるグリーンウォッシュの懸念

- 国内外におけるESG／サステナブル投資は増加傾向。一方で、ESG／サステナブルを掲げる投資・投資商品に関する資産運用会社等の実務は、投資家の誤解を招いているのではないかとの懸念(グリーンウォッシュ)も指摘されている。

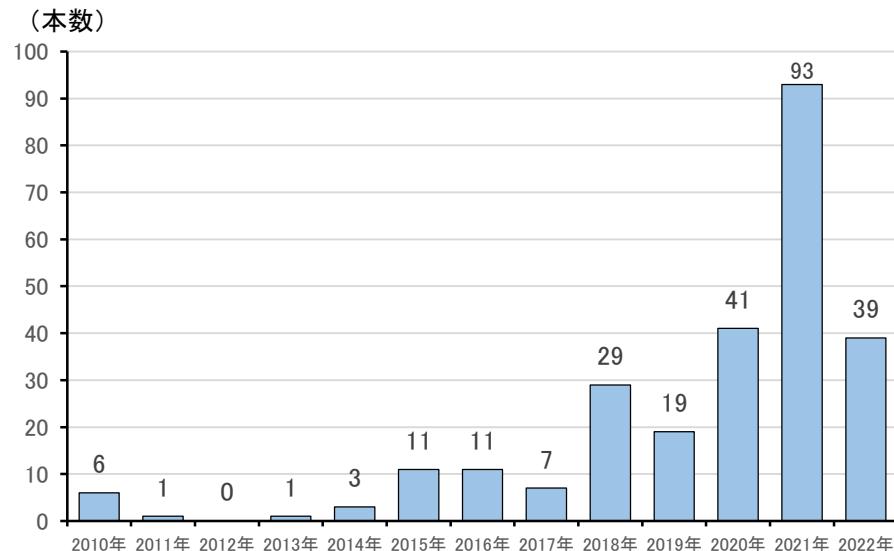
## ESG／サステナブル投資の拡大

- ✓ ESG関連資産へのサステナブル投資の増加傾向は、コロナを契機に加速しており、特に欧州で顕著。
- ✓ 世界的な投資規模として、2025年までに、53兆ドル(全投資金額の約3分の1)を超える見込み。
- ✓ 国内においても、ESG関連投資信託の新規設定本数は増加傾向。(ただし、2022年はロシアによるウクライナ侵攻後の資源価格上昇でESG投資に逆風が吹いたこともあり、新規設定本数は減少)

## グリーンウォッシュへの懸念

- ✓ 投資戦略等を特段変更することなく、サステナブル関連の投資商品として、誤解を招く形で提供し、投資家の期待に応えられていないのではないか。

## 日本におけるESG関連投資信託の新規設定本数の推移



(注)2022年11月末時点の国内公募投信が対象。2022年は11月末までの本数。運用方針で「ESG・インパクト投資・SDGs・SRI・CSR・環境・企業統治・女性活躍・人材」に着目した運用を行うと明記している公募投資信託を便宜的に「ESG関連ファンド」とした。

(資料)QUICKデータをもとに金融庁作成

各国当局がESGファンドに対する監視を強化する中、金融庁は、**資産運用会社37社が取扱う225本のESG関連投資信託の実態を調査**。

[5月27日公表「資産運用業高度化プログレスレポート2022」参照]

# ESG投信に関する金融商品取引業者等向けの監督指針改正

- 令和5年3月に改正。「資産運用業高度化プログレスレポート2022」における実態調査の結果を踏まえ、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正案を策定し、**ESG投信の範囲やESGに関する公募投資信託の情報開示、投資信託委託会社の態勢整備について、具体的な検証項目を定めた。**

## 監督指針案の主な内容

### ① ESG投信の範囲の明確化

下記に該当する公募投資信託とする。

- ① ESGを**投資対象選定の主要な要素**としていること  
かつ
- ② **交付目論見書**の「ファンドの目的・特色」に、①を記載していること

### ② 顧客誤認の防止

ESG投信ではない公募投資信託の**名称又は愛称にESGに関連する用語**(例:ESG、SDGs、グリーン、脱炭素、インパクト、サステナブル)が含まれていなければ

### ③ ESGに関する情報開示の強化

交付目論見書や運用報告書に下記の事項が記載されているか

- ① **投資戦略**
  - ・ 主要な要素となるESGの具体的な内容や勘案方法、勘案の際の制約・リスク、スチュワードシップ方針 等
- ② **ポートフォリオ構成**
  - ・ ESGを主要な要素として選定する投資割合の目安や目標
- ③ **インデックス運用**
  - ・ 参照指数のESG勘案方法
- ④ **定期開示**
  - ・ ESGを主要な要素として選定した投資割合、ESG評価指標の達成状況、スチュワードシップ活動
  - ・ インパクトの達成状況 等

### ④ 必要な態勢整備

#### ① 組織体制

- ・ ESG関連のデータ、インフラ、人材等、ESG投信の運用のためのリソースを確保しているか

#### ② ESG評価・データ提供機関

- ・ 利用に際し、組織体制や評価対象、手法、制約、目的を理解する等、デューデリを適切に実施しているか

### ⑤ 外部委託運用

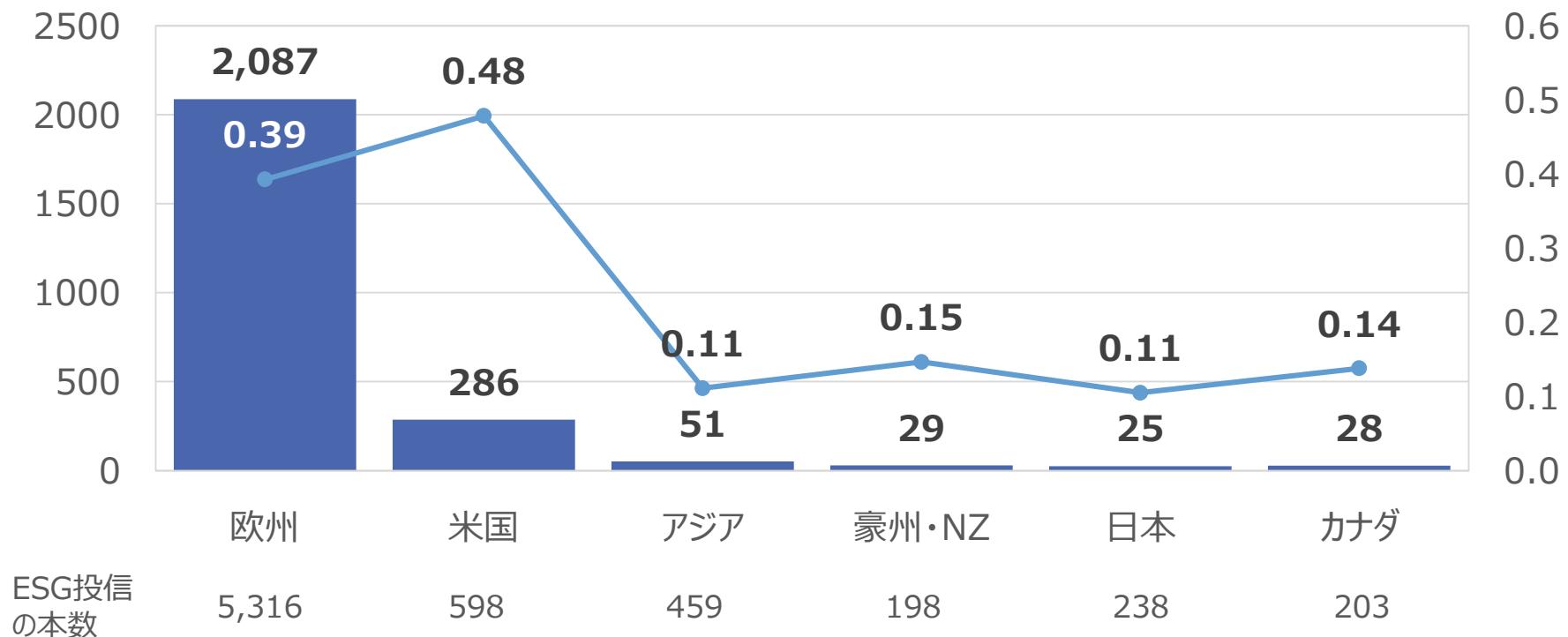
- ・ 投資戦略を踏まえ、**運用会社がESG投信の該当性を判断**
- ・ 委託先の運用状況を反映した開示を行うとともに、デューデリや開示内容の確認を行うための体制を整備しているか

## ESG投信の国・地域別規模

- ESG投信の資産残高をみると、本邦の250億ドルに対し、欧州84倍、米国は11倍の規模となっており、ファンド1本あたりの平均残高についても、欧米と比べ低い水準となっている

各国のESG投信の状況 2022年4Q時点

(残高:棒グラフ、左軸、単位USD Billion、ファンド1本あたりの平均残高:折れ線グラフ、右軸、単位:USD Billion)



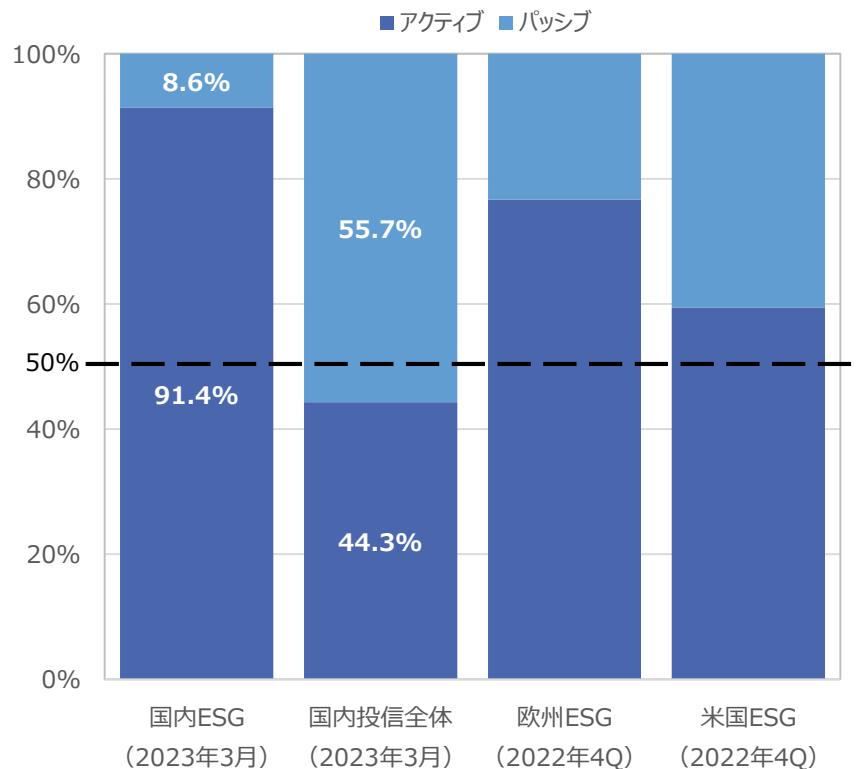
(出所) Morningstar “Global Sustainable Fund Flows: Q4 2022 in Review”

※サステナビリティ、インパクト、ESG等を名称に掲げる又は投資方針の中心とする等のファンド・ETFを集計

# ESG投信の運用手法別内訳

➤ 国内のパッシブ型ESG投信は500億円以下のものが大半で、アクティブの上位5本がESG投信全体の約35%を占める

ESG投信におけるアクティブ運用とパッシブ運用の比率



国内のESG投信は、アクティブ投信の占める割合が圧倒的となっており、ESGに止まらない国内投信全体の傾向や、欧米のESG投信と比べても、その差は顕著

(出所)

国内:QUICK からESG、SRI、CSR、環境、企業統治を名称に掲げるファンド・ETFを集計

欧州・米国:Morningstar “Global Sustainable Fund Flows: Q4 2022 in Review” におけるサステナビリティ、インパクト、ESG等を名称に掲げる又は投資方針の中心とする等のファンド・ETFを集計、パッシブはインデックスの種類に関わらずパッシブ戦略を標榜するものを対象

主なESG投信名(資産額上位5位、資産額単位: 億円)

分類	ファンド名称	運用会社	分類	純資産総額	信託報酬
アクティブ	GESGハイクオリティ成長株式F(H無)	AMOne	先進国株式	8,719	1.85
	G・エクスホーネンシャル・イノベーション・F	日興	先進国株式	2,931	1.67
	イノベーティブ・カーボンニュートラル戦略	三井住友DS	先進国株式	1,642	1.93
	ペイリー・ギフォード・インパクト投資F	三菱UFJ国際	先進国株式	1,599	1.52
	脱炭素関連 世界株式戦略F(資産成長)	三井住友TAM	先進国株式	1,106	1.85
パッシブ	One ETF JPX/S&P設備・人材投資指数	AMOne	国内株式	537	0.18
	ダイワ上場投信-MSCI日本株人材設備	大和	国内株式	504	0.39
	SolactiveジャパンESGコア指数	野村	国内株式	425	0.13
	上場投信 S&P/JPXカーボン・E指数	農中全共連	国内株式	326	0.13
	上場インテックスファント日経ESGリート	日興	国内REIT	285	0.17

35%程度

# ESG評価・データ提供機関に係る行動規範

- 金融庁「ESG評価・データ提供機関に係る専門分科会」において、企業のESGの取組みを評価する「[ESG評価機関等](#)」について評価の透明性・公平性を確保するための「行動規範」の案を取りまとめ。併せて、評価を利用する機関投資家や、評価を受ける企業への提言と併せて、[報告書として公表](#)。(2022年7月)
- 「[行動規範](#)」について、7月～9月に実施した[パブリックコメントを踏まえ最終化](#)(2022年12月)。  
(※)最終化に向けて、[わが国でサービス提供を行う日系・外資系の評価機関に対して、自主的な賛同を呼び掛け](#)ていく(法令に基づくものではなく、行動規範の各項目について、遵守する場合にはその旨、遵守しない場合はその理由を明らかにするいわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」方式により賛同を求めていく)。評価部分は2023年6月末時点、データ部分は2024年6月末時点の賛同状況の取りまとめを実施。

## ESG評価機関への期待（行動規範としてとりまとめ）

### ● 透明性の確保

自社のESG評価について、目的・考え方・基本的方法論等を公表すること

### ● 人材の育成

専門人材等を確保し、また、自社で専門的能力の育成等を図ること

### ● 利益相反の回避

業務の独立性・客観性・中立性を損なう可能性のある業務・場面を特定し、潜在的な利益相反を回避し、又は リスクを適切に管理・低減すること

### ● 企業とのコミュニケーション

評価を行う企業との窓口を明確化し、評価の根拠となるデータは確認・訂正を可能とし、こうした手順を予め公表すること

## 機関投資家・企業への期待

### ● 自らの投資でESG評価をどう活用しているか、明らかにすること(投資家)

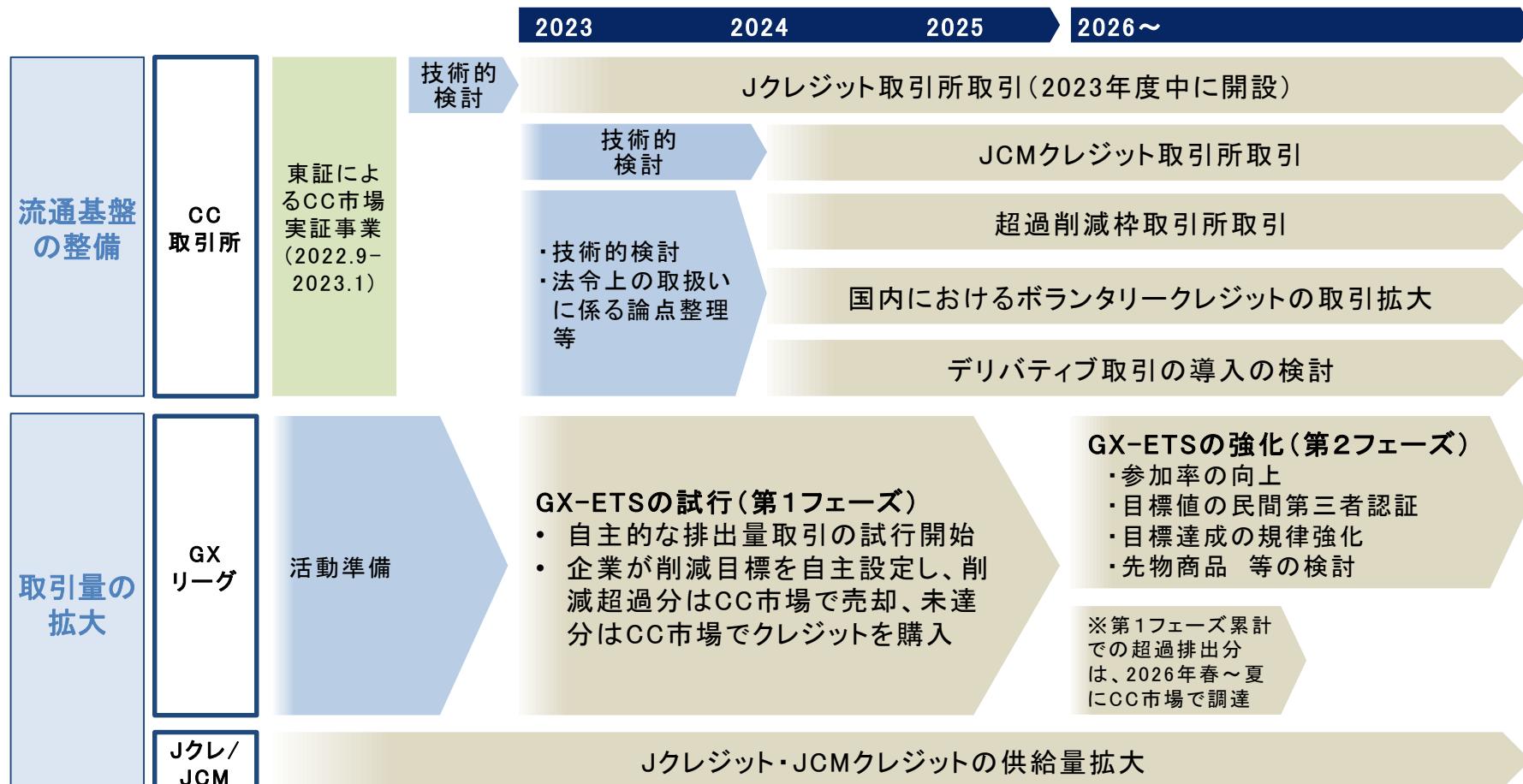
### ● サステナビリティに関する企業情報をわかり易く開示し、評価機関との窓口を明確化すること(企業)



市場全体として相互の働きかけを通じ  
評価等の質の改善

# カーボンクレジット市場の現状と先行き

- カーボンクレジット(CC)の国内取引は、現状、基本的には取引所を介さない相対取引で行われているものの、東証が2023年度中に正式にCC取引所を開設予定。
- GXリーグでは、第1フェーズ(2023–2025年)の削減不足分について、2026年夏頃までに市場で調達することを求める。省エネや森林保全由来のJクレジット等の供給量も増加していく見込みであり、CC市場での取引拡大が見込まれる。



## **2(3). 金融機関の投融資先支援とリスク管理**

# 脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書

## 概要

近年、脱炭素に向けてコミットメントを行う金融機関が増加しており、金融機関と企業との実効的な対話（エンゲージメント）が重要となっている。金融機関が脱炭素に向けて企業と対話をしていく際の課題や留意点、金融機関の取組みを推進するために政府等が取り組むべき事項について検討会において議論を行い、以下を提言する報告書として取りまとめた（6月公表予定）。

## カーボンニュートラルに向けたを目指す金融機関への提言（ガイド）

### ○ 金融機関の移行のとらえ方

金融機関の融資先の排出量（Financed Emissions）に加えて、様々な指標をもって金融機関の移行を捉えることが重要

### ○ 温室効果ガス（GHG）排出量データの整備

GHG排出量データの重要性が高まっており、グローバルな視点やサプライチェーンにおける計測支援も含め、充実を図っていく必要

### ○ パスウェイに照らした排出経路の適格性（企業の移行計画の策定支援）

様々なパスウェイの特性を理解した上で、業種・企業ごとの特性を踏まえて使い分けていくことが重要

## 金融機関等の脱炭素を促す環境整備に向けた政府等への提言

### （1）CO<sub>2</sub>排出量のデータ整備に関する取組み

- サプライチェーン・ファイナンスも活用した金融機関による「見える化」の促進
- データの標準化、共通化やプラットフォームの構築、様式の統一
- グローバルな連携、企業データの充実

### （2）トランジションファイナンスの推進

- 経済産業省による分野別技術ロードマップの拡充  
(1. 5℃目標との整合性)
- アジアにおける脱炭素の取組みの拡大
  - ・金融機関や事業会社等が情報・課題を共有する場の設置
  - ・多排出設備の除却に伴うカーボンクレジットの発行にかかる検討

### （3）リスクマネーの供給に向けた取組み

- リスクマネー供給に向けた金融商品の多様化
  - ・グリーンやトランジションに資する優先株や劣後債の発行促進やESG投信の普及に向けた検討
- 脱炭素目線からのインパクト投資の推進
- ブレンデッド・ファイナンスの推進

### （4）地域の中小・中堅企業における脱炭素の促進

- 財務局等におけるセミナーの開催（中小・中堅企業に向けた啓発活動や地域金融機関同士の連携）
- 地域金融機関を通じた支援策の普及
  - ・カーボンニュートラルに関する施策集の作成
  - ・地域金融機関への説明会の開催等も通じた情報提供の充実

# 委託アンケート調査の概要

(地域における中小企業の気候変動対応と金融機関による支援に関する実態把握業務)

---

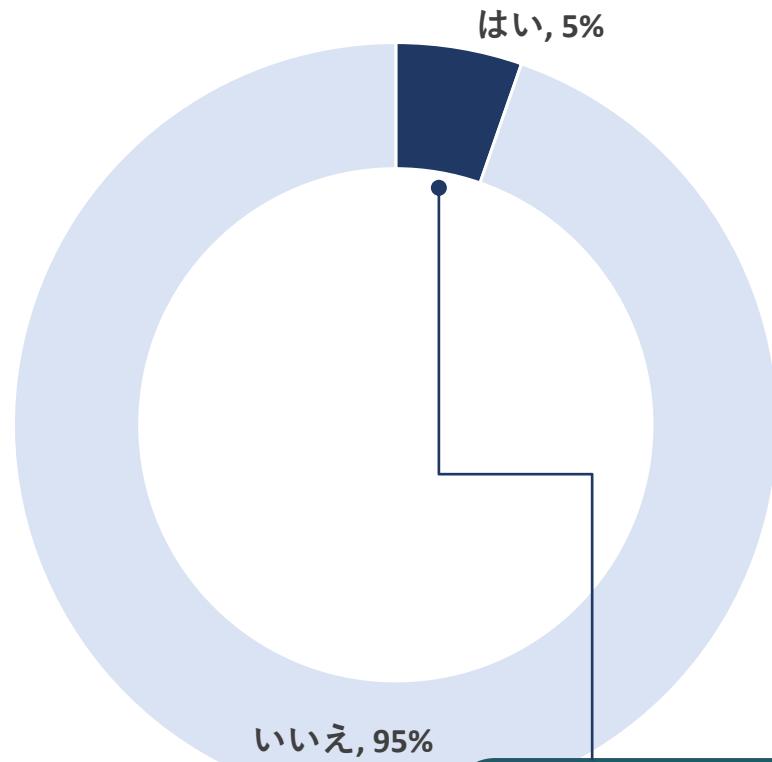
- 調査の目的
  - 地域金融機関が中小企業の気候変動対応をどのように支援しているか現状と課題を明らかにし、今後の支援の充実にむけた施策を検討する
- 調査対象 ※括弧内数値は回答企業数
  - 【産業】 自動車(201)、化学(79)、紙・パルプ(107)、セメント(91)、鉄鋼(51)の5産業
  - 【地域】 群馬県(92)、静岡県(233)、広島県(95)、福岡県(109)の4県
  - 【規模】 プライム上場企業を除く、従業員数が4人以上の上場・非上場企業
- 調査実施結果
  - 529社から回答を受領

# 委託アンケート調査の結果①

(地域における中小企業の気候変動対応と金融機関による支援に関する実態把握業務)

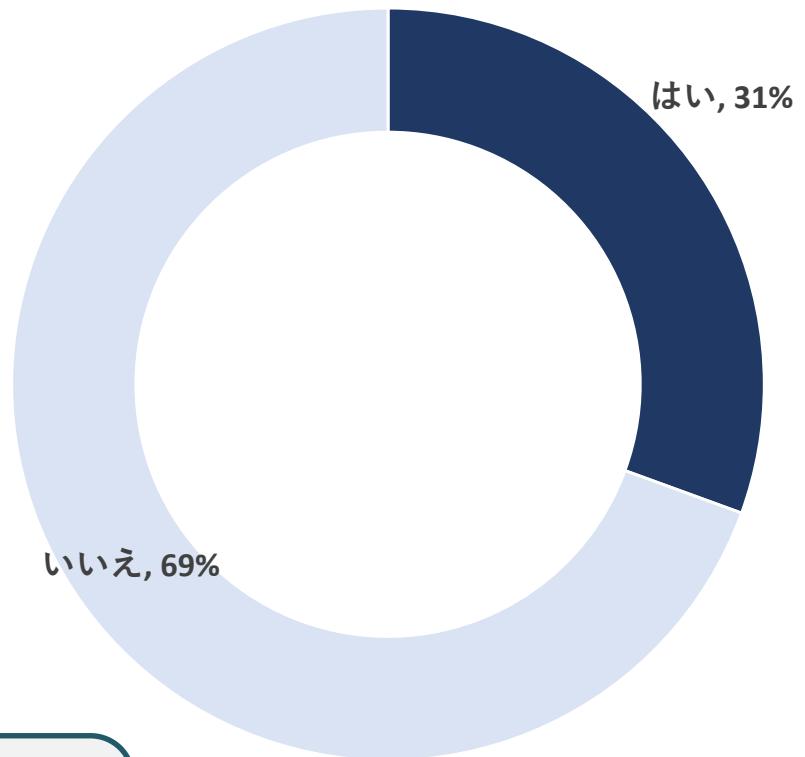
【気候変動対応に関して地域金融機関の支援を受けたことがありますか(%)】

回答社数=515社



【今後、気候変動対応にあたって、地域金融機関から支援を受けたいですか(%)】

回答社数=517社



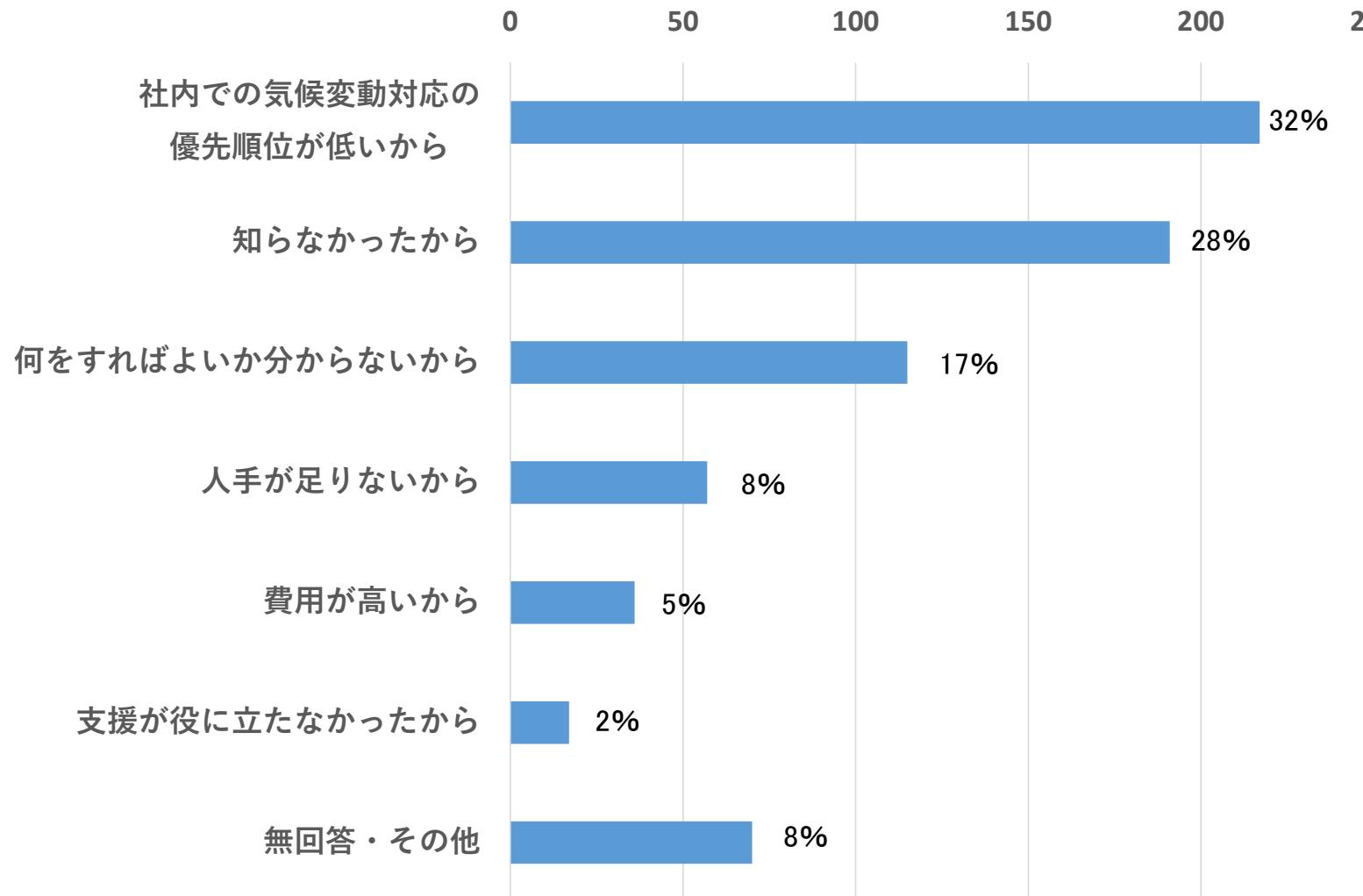
- ・支援を受けた経緯・きっかけの85%は営業担当者からの紹介
- ・支援に不満を感じたのは4%のみ

## 委託アンケート調査の結果②

(地域における中小企業の気候変動対応と金融機関による支援に関する実態把握業務)

### 【気候変動対応について地域金融機関から支援を受けない理由はなんですか】 (支援を受けたことがない方のみ回答(複数回答))

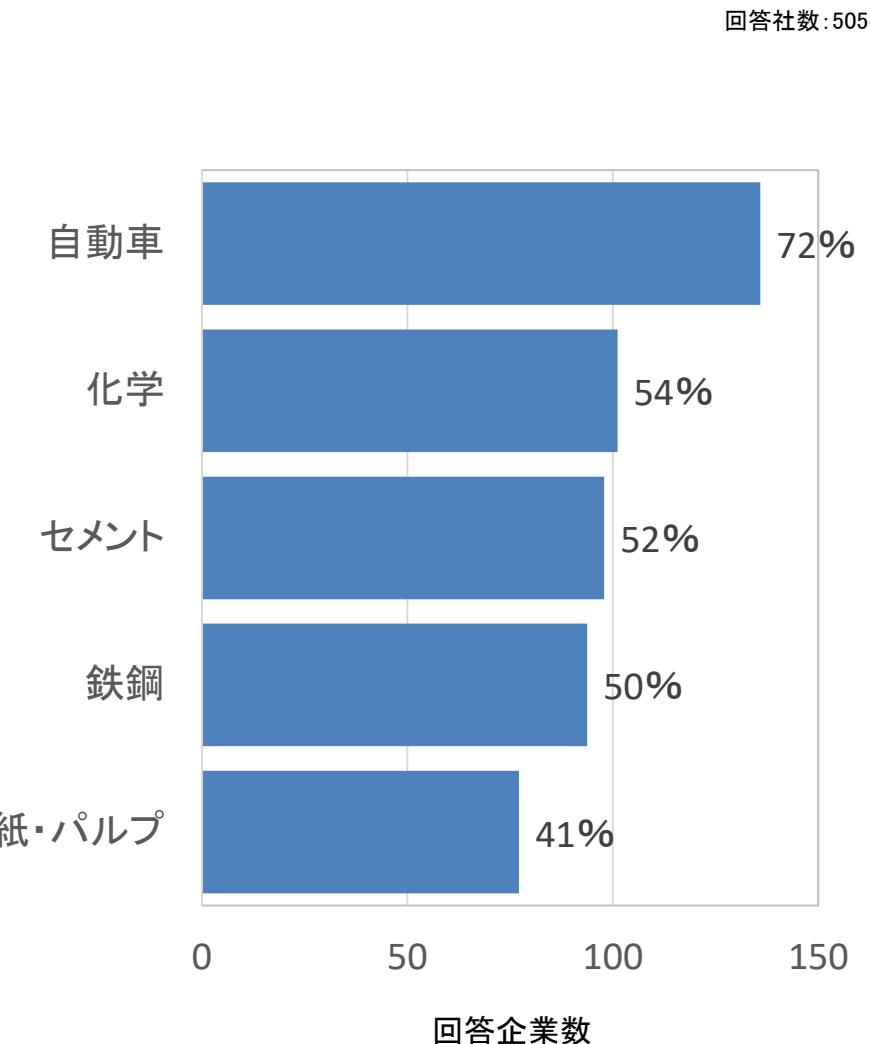
回答社数 : 512社  
回答件数(のべ回答数) : 686件  
\*百分率の表示は回答社数に対する割合



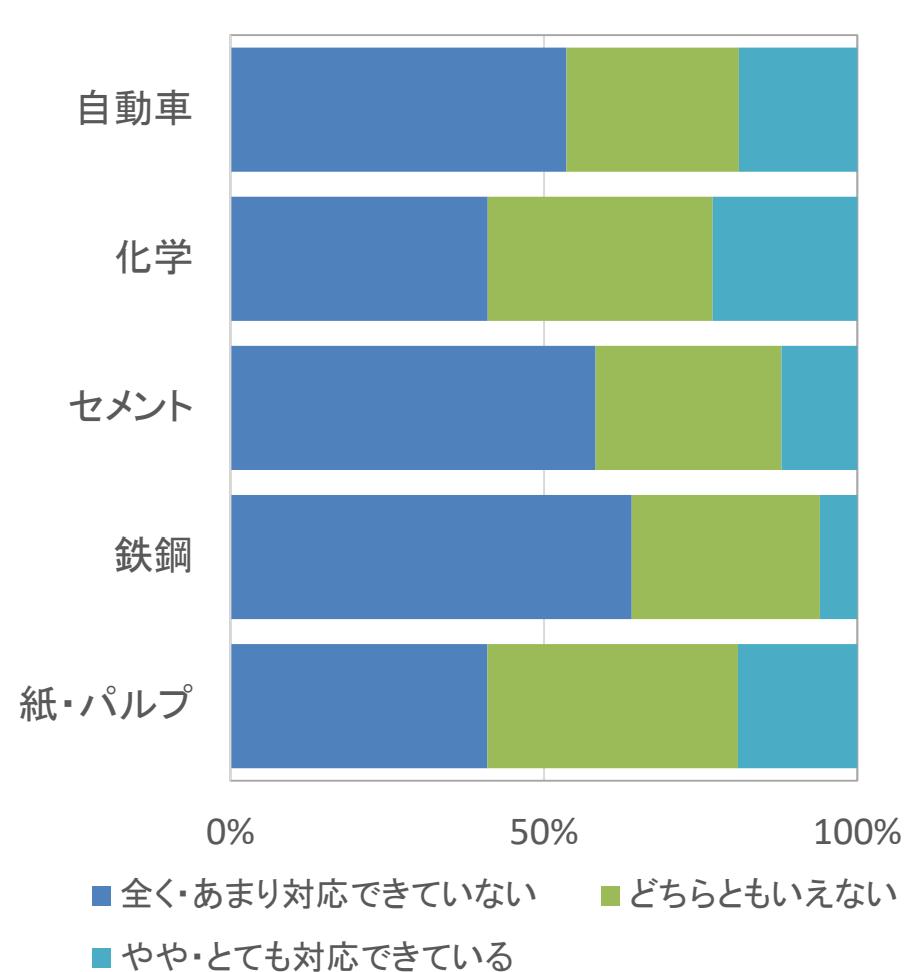
# 委託アンケート調査の結果③

(地域における中小企業の気候変動対応と金融機関による支援に関する実態把握業務)

## 【取引先からGHG排出量抑制の要求が今後高まると認知している割合(%)】



## 【気候変動への対策度合い(%)】 (回答は自己判断による)

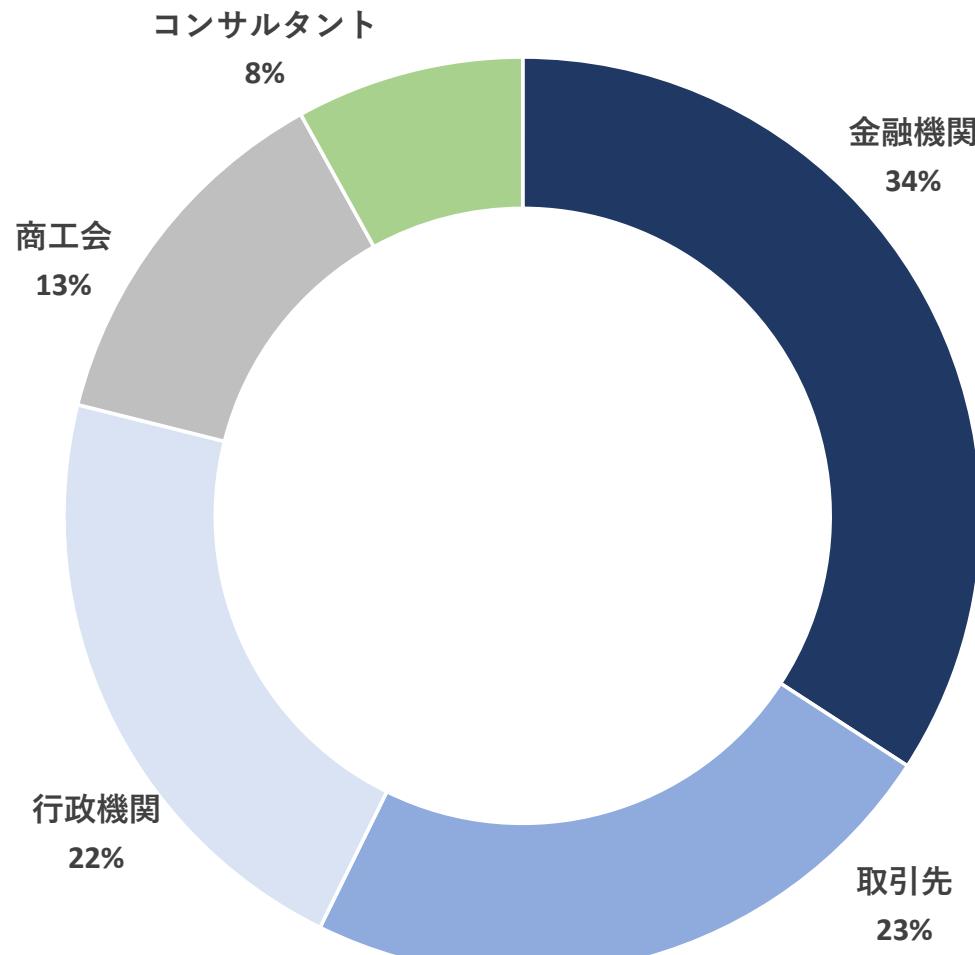


## 委託アンケート調査の結果④

(地域における中小企業の気候変動対応と金融機関による支援に関する実態把握業務)

【温室効果ガス排出削減に関するサービスや相談に関する案内等をどこから受け取りましたか】  
(受け取ったことのある方のみ回答)

回答社数:131社、回答件数:219件



(出所)金融庁

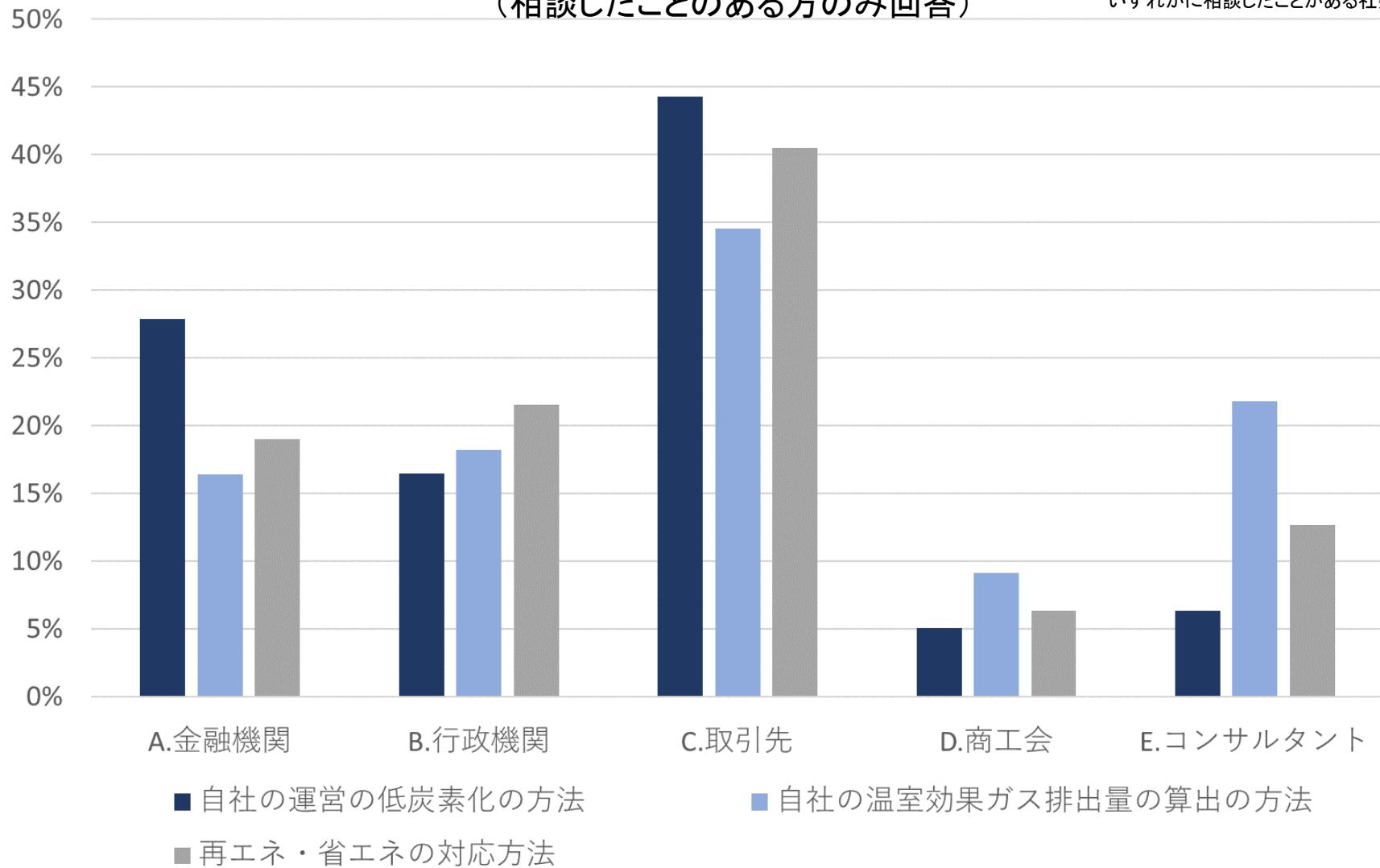
(注)「その他」と回答したものexcluding割合

# 委託アンケート調査の結果⑤

## (地域における中小企業の気候変動対応と金融機関による支援に関する実態把握業務)

【脱炭素をめぐる相談先の割合(%)】  
(相談したことのある方のみ回答)

回答件数=487件  
いずれかに相談したことがある社数=136社



# GXの実現に向けた今後の取組み①

令和5年4月26日  
経済再生諮問会議  
鈴木議員提出資料より抜粋

## 1. アジアGXハブ(GX国際金融センター)の形成

- アジアのGX投資に関する情報・人材・資金を集約し、日本の国際金融センターとしての機能を強化するとともに、日本の金融セクターのアジア進出を支援。

### データ

日本取引所グループが昨年7月に立ち上げたESG債情報プラットフォームに、CO2排出量を含む企業データを広く集約。また、アジアの取引所等と連携し、海外データへのアクセスも整備。

### 人材

GX案件を手掛けることができる金融実務家を養成するため、ESGに関するアナリスト等の民間資格試験の普及を支援。また、アジア各大学と連携し、グローバルレベルのサステナブルファイナンス(GX含む)講座を大学等で開設。

### 案件開発

ASEAN等でのGX投資の推進を図るため、官民関係者が参画するコンソーシアム(アジアGXコンソーシアム(仮称))を組成。ブレンデッド・ファイナンス(官民共同での資金供給)等による案件形成に向けて、アジアでの投資戦略や足もとの課題を共有・情報交換。また、各案件のカーボンクレジット創出を支援。

### 情報発信

日・ASEAN国際会議等において、日本の取組みをアジア地域へ発信。

### アジアGXコンソーシアム(仮称)のイメージ



# GXの実現に向けた今後の取組み②

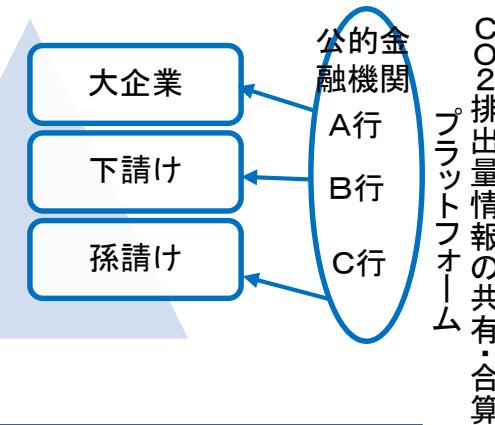
令和5年4月26日  
経済再生諮問会議  
鈴木議員提出資料より抜粋

## 2 金融機関によるGX支援サービスの強化

- GXの社会実装に向けて金融機関による企業・サプライチェーン・地域等への支援サービスを強化。

- 金融機関と企業との対話促進に向けたガイダンスを5月に策定。更に、国際的な議論を踏まえながら、金融機関を対象にGXへの貢献状況を測定する指標の設定を検討。
- 金融機関と連携したサプライチェーンCO2排出量の見える化支援を行う。
- GX推進機構や日本政策投資銀行(DBJ)とも連携しGX投資を推進
- 金融機関や個別の自治体と連携し、再生エネルギー等への投資促進を含むGX地域計画の策定を支援。

サプライチェーン全体におけるCO2排出量の見える化支援(イメージ)



## 3 投資家向けGX投資商品の多様化

- 家計金融資産2000兆円がGX投資によって「成長と資産所得の好循環」の実現につながるよう、投資家のニーズに応じた多様な金融商品を育成。

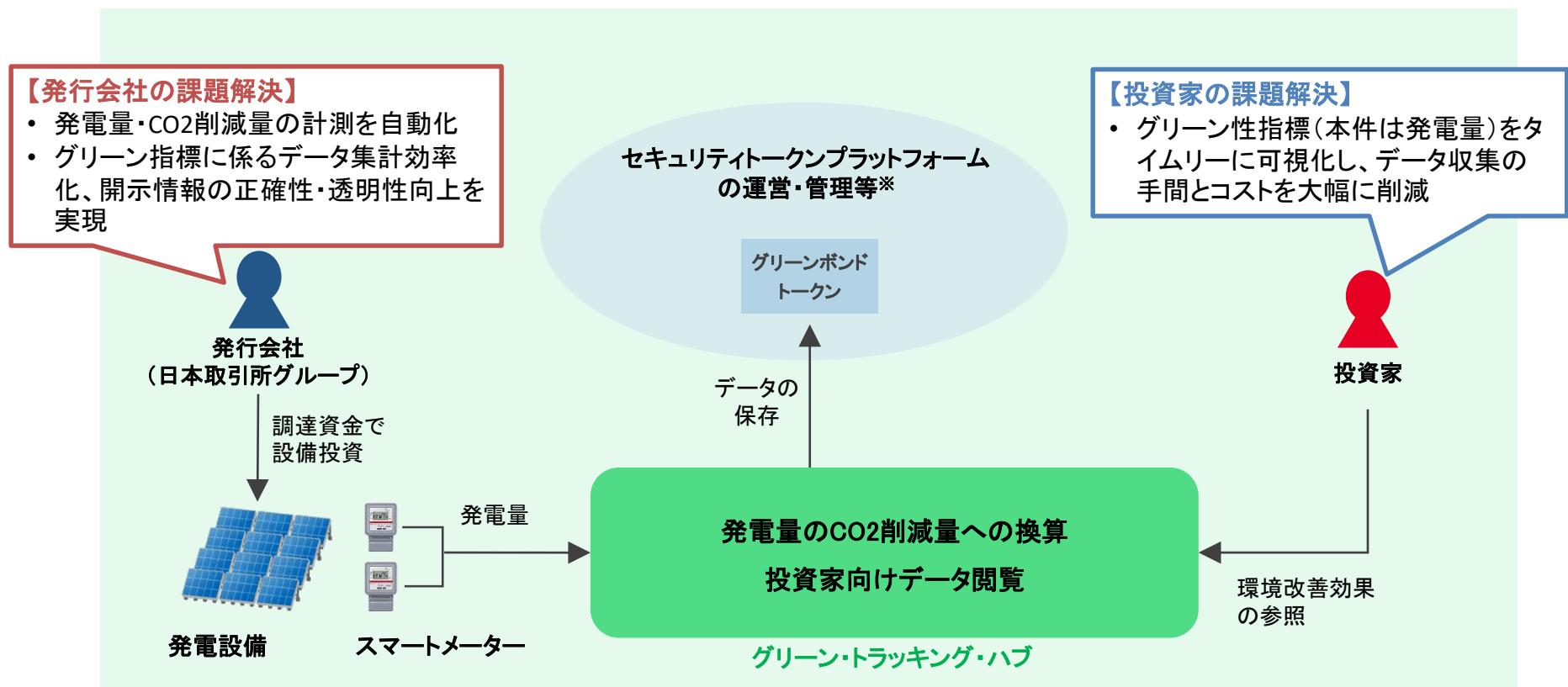
- 新NISAにふさわしいESGインデックスや長期商品の開発・浸透、アジアのGXに資する外国投資信託やADB債の個人投資家への普及といったESG商品の多様化を進める。こうした環境下で、顧客本位の業務運営や金融経済教育を強力に推進。
- 機関投資家向けの商品として、従来のグリーン債・トランジション債に加え、優先株式等の新たな商品の発行促進(転換社債・劣後債への発行費用の補助等)。



# グリーン・デジタル・トラック・ボンドの枠組み

- 「環境データを可能な限り自動的・電子的かつ継続的にデイリーベースで記録し、日々開示する仕組み」を構築することにより、発行会社・投資家双方の課題を解決することを企図
- 第1号案件では、JPX(日本取引所グループ)自らが、再生可能エネルギー発電(太陽光・バイオマス)に係る資金調達を同スキームで実施
- 将来的にはサステナビリティ・リンク・ボンドへの適用など、複雑な計算を要する金融商品を低成本で運用できる可能性

<1号案件の概要>



※ プラットフォームの運営はBOOSTRY社、セキュリティトークンの発行は野村信託銀行(本件では信託銀行)、投資家サイドのトークン権利移転手続き等は引受証券会社(同野村證券)が実施

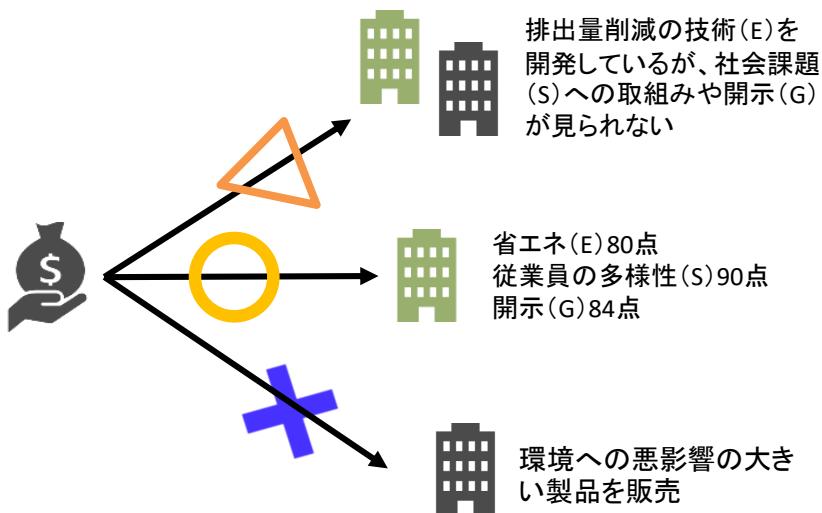
## **2(4). 橫斷的課題**

# インパクト投資等に関する検討会報告書概要

- 脱炭素や少子高齢化等の社会・環境課題の重要性が高まる中で、課題解決に資する技術開発や事業革新に取り組む企業の支援は喫緊の課題となっている。インパクト投資は「社会・環境的効果」(インパクト)と投資収益の双方を企図する投資として、国際的にも推進の重要性が指摘されている。
- 金融庁が2022年10月に設置した「インパクト投資等に関する検討会」では、「インパクト投資」の基本的意義等について議論を進め、投資の要件、推進のための施策等と併せて取りまとめ、6月に報告書として公表する予定。

## 一般的なESG投資

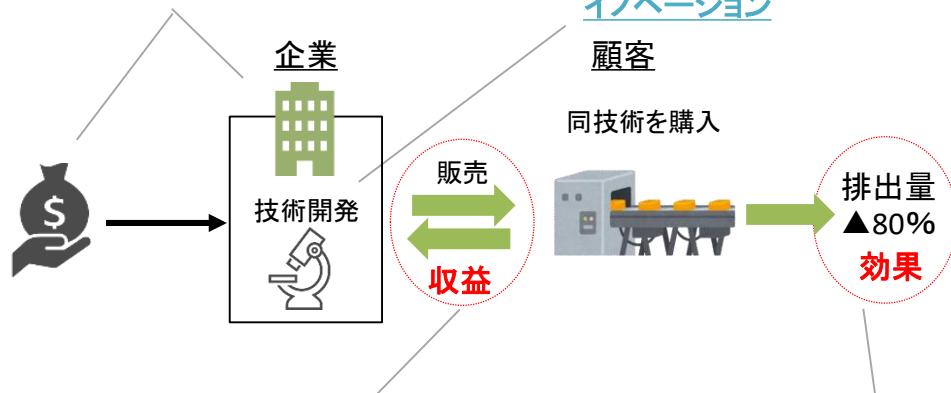
企業のESGの取組みを総合的に評価し投資比率等を決定、又は特定業種等を投資先から除外



## インパクト投資

投資により実現を図る具体的効果を特定・コミットし、これを実現する技術革新等を進める企業に投資

### 1. 効果実現の意図



### 4. 社会性と収益性と両立するイノベーション

顧客

同技術を購入

排出量  
▲80%  
効果

### 2. 投資で効果と収益を実現

### 3. 効果の測定・管理

### 1. から4. をインパクト投資の要件として提言

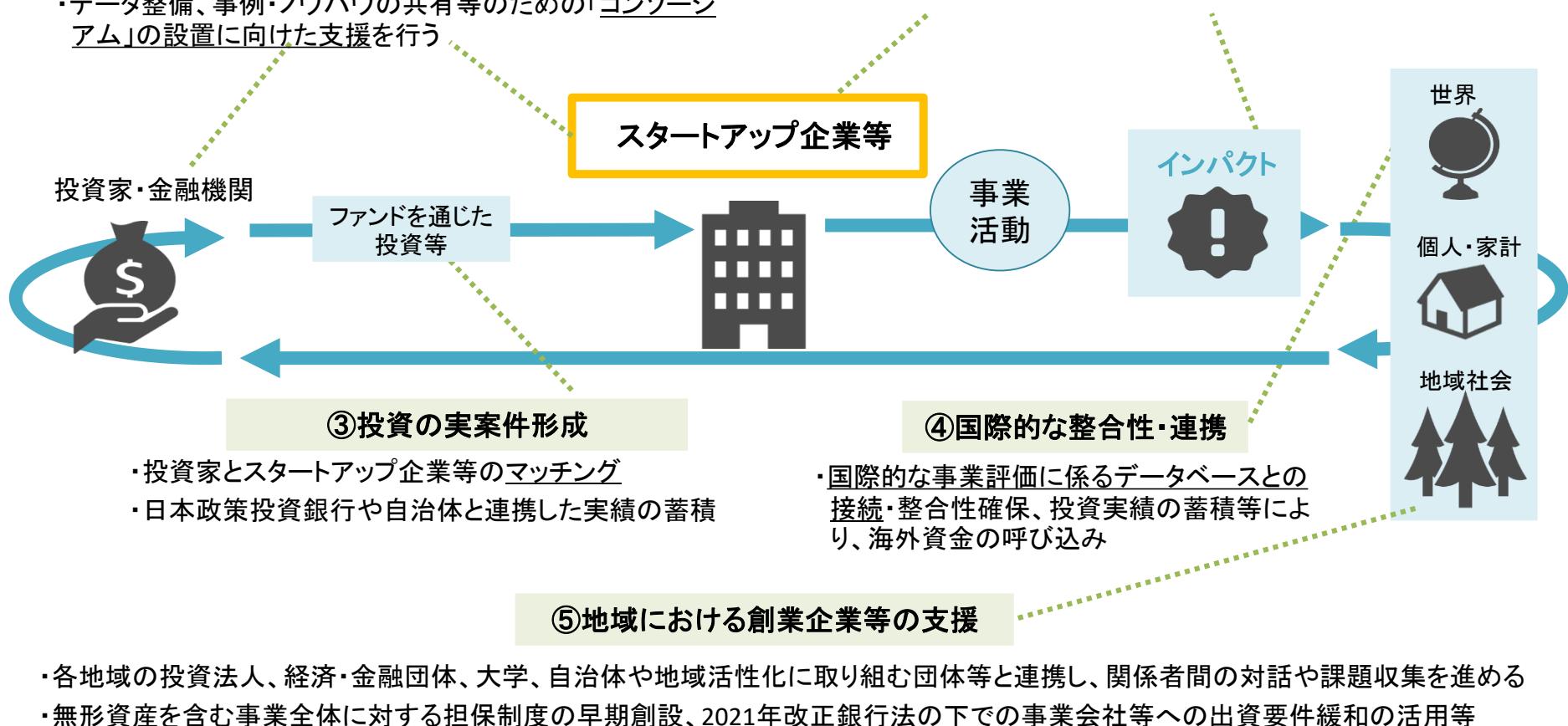
「インパクト投資」の推進により、新たな発想・創意工夫で、社会・環境課題への対応を通じ成長・事業創造を図るスタートアップ企業等への事業支援を促す。

# 「インパクト投資」の推進に係る諸施策

- 日本が中心となってインパクト投資を推進するよう、インパクト投資の基本的指針を策定する。また、投資家や企業等が参加し、事業評価に関するデータ整備や人材育成等を促進するための対話の場(コンソーシアム)を立ち上げるために必要な支援を行う。加えて、日本政策投資銀行や自治体の推進策と協働し、投資実績の蓄積を図る。

## ①投資等の基盤(インフラ)整備

- ・金融庁において、インパクト投資の「基本的指針」を策定し、投資家、金融機関、企業、評価機関等の共通理解を醸成(基本的指針は10月まで意見募集し年内めどに策定)
- ・データ整備、事例・ノウハウの共有等のための「コンソーシアム」の設置に向けた支援を行う



# 「インパクト投資」の「基本的指針」(案)概要

- 「社会・環境的効果」(インパクト)と「収益性」の双方の実現を図る「インパクト投資」に必要な要件等を「基本的指針案」として取りまとめ。最終化に向けて、市中協議を実施し、国内外の市場関係者に能動的に発信・対話を行う。

- 目的: インパクト投資の基本的な考え方とプロセス等について共通理解を醸成
- 対象: 投資対象(業種、規模、上場・非上場、地域等)・投資主体(金融機関、投資家等)・アセットクラス(エクイティ、デット等)の別に関わらず対象
- 位置付け: 黎明期・成長期である市場の特性を踏まえて、幅広い創意工夫を促すよう、原則的・一般的な記載
- インパクト投資に必要な要件:①意図、②追加性、③特定・測定・管理、④新規性の支援



投資家・  
金融機関

1

意図

- 投資が実現する効果と収益性双方を明確化し、戦略を策定
- 投資の負の効果も特定し軽減を図る

2

追加性

- 投資が行われない場合と比べて、「効果」と「収益性」を創出・実現
- 資金面・非資金面での支援の実施

3

特定・測定・管理

- 客觀性のある指標等を通じ、「効果」や「収益性」を定量・定性的に測定・管理
- 投資先との継続的な対話を通じ効果の実現を促進

4

新規性の支援

- 市場や顧客に変化をもたらし又は加速し得る新規性や優位性を見出し支援
- 新規性・潜在性を引き出す対話を通じ、市場の開拓・創出・支持の実現につなげる



スタートアップ  
企業等

インパクト



収益性



## 2(5). 人材育成

# 人材育成スキルマップ

## I サステナビリティ の 課題と意義

サステナビリティの基本的意義とテーマ毎の課題を理解し、これらが金融・産業に与える機会・リスクを説明出来ること

### ① サステナビリティと金融・産業

1. サステナビリティの基本的意義と様々な課題の全体像、多様な価値の理解
2. サステナビリティに係る金融の役割、サステナブルファイナンスとは

### ② 環境(E)に係る課題

1. 気候変動（仕組み、影響、対応）
2. 汚染予防（大気汚染、化学物質）
3. 自然循環（原料調達、廃棄物管理）
4. 水（取水・排水管理、水資源利用）
5. 生物多様性（生態系の影響評価）

### ③ 社会(S)に係る課題

1. 人権（基本原則、人権デューティリジェンス、様々な人々の権利、AIと倫理）
2. 雇用・労働慣行（強制労働、児童労働、機会均等、ハラスメント、労働安全衛生、ダイバーシティ、人的資本）

### ④ ガバナンス(G)に係る課題

1. コーポレート・ガバナンス（所有と経営、ステークホルダー協働、取締役会、情報公開、議決権行使）
2. リスク管理（ESGリスクマネジメント）
3. 腐敗防止（贈収賄の防止）

## II サステナブル ファイナンスの 知見と実践

### ⑤ サステナブルファイナンスの市場・規制・イニシアティブなど

1. サステナブルファイナンス市場の動向（分野ごとの市場規模や最近の資金調達・供給発行・調達状況など）
2. 金融商品・金融機関などに関する様々な原則（責任投資原則、ネットゼロに向けたアライアンス、グリーンボンドなど）
3. サステナブルファイナンスに係る規制等の動向（NGFSなどによるシナリオ分析、タクソノミーとトランジションなど）

### ⑥ 幅広い金融サービスの提供

1. 様々なアドバイス・ファイナンス
2. 融資・債券
3. 投資・出資
4. インパクト

### ⑦ サステナビリティ経営の実践

1. 経営戦略・事業戦略の策定
2. リスク管理
3. 指標や目標の設定 等

### ⑧ 情報開示と対話

1. 情報開示の枠組み
2. 企業との対話（エンゲージメント）
3. ステークホルダーとの対話・協働

## III 実践を進め るソフトスキル

例えば以下のような、コミュニケーション、リーダーシップ、情報収集と知見の統合など、実践を進めるソフトスキルの獲得

- ✓ 専門領域を含めつつ、幅広い他領域の動向に意識を向けて情報を収集し、新たな課題特定や発想につなげるスキル
- ✓ 社内外の様々な関係者と良好な関係を構築し、建設的な協働を図っていくコミュニケーションのスキル
- ✓ 国内外の様々な議論の場面に積極的に参画し、国内外の関係者の認識と対応をけん引するリーダーシップスキル

(※) 上記項目は主要な課題などを例示したものであり、各課題などはこれに限られるものではない。また、1個人で全てのスキルを獲得することは必ずしも容易でなく、組織やチーム全体として必要なスキルを獲得し、実践を図っていくことが重要と考えられる。

(※) 各項目については、JPX-QUICK ESG課題解説集等の国内各種機関の取組みやアイルランド・シンガポール・米国などによる取組みも参照しながら記述している。



基礎

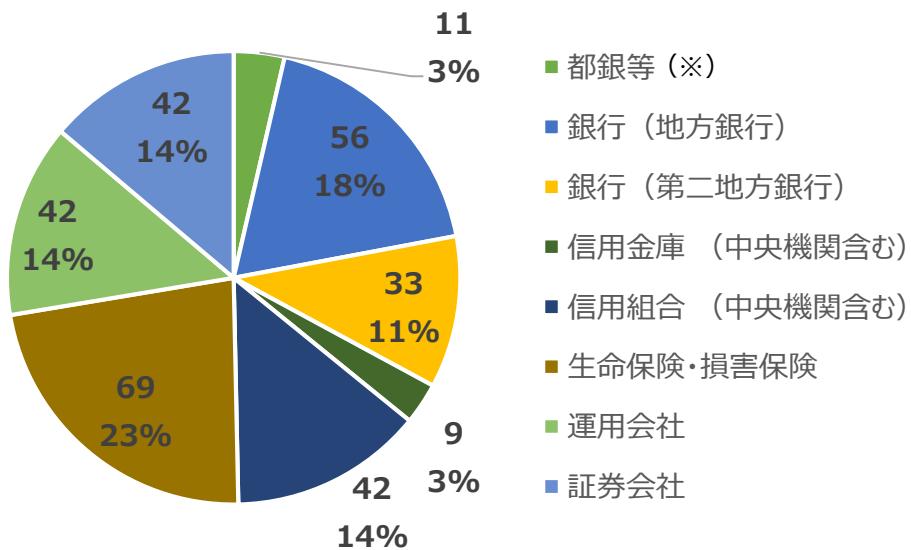
応用

# 金融業界向けサステナブルファイナンス人材育成アンケート（1）調査概要

- 金融業界の各業態からサステナブルファイナンスの人材不足等の指摘があったことから、特に人材が不足する分野や育成方法の実態を把握する目的で、金融機関等に業界団体を通しアンケートを実施。
- 知見が不足するサステナブルファイナンスの分野に関しては、22年9月に公表したスキルマップで取りまとめた技能・知見に合わせて質問・選択肢を設定

## 調査概要

- 実施期間：2023年4月～5月
- 金融機関（保険、運用、証券を含む）計304機関の回答  
(内訳は下記の通り)



（数字の上段は社数、下段は割合、金融機関の業態はアンケート送付ベース）  
記載がない限り、各グラフの割合は全回答機関数(303)を母数として算出  
業界別に特色のあった点は、各業態の全回答機関数に対する割合を参考に記載

(※)信託銀行も含む。以下、都銀等を都銀と略す

## 質問項目

### A) 人材確保

1. ESG課題から見た人材不足の分野
2. 知見・実践の経験から見た人材不足の分野
3. 不足人材の採用手法
4. 採用状況
5. 望ましいバックグラウンド（中途採用）
6. 望ましいバックグラウンド（人権・生物多様性分野）
7. 新卒採用の取組み

### B) 社員の育成

1. 担当者教育の支援手法
2. 今後取り組みたい・検討したい育成手段
3. 望ましい資格のコンセプト
4. 営業担当者を対象とした教育
5. 経営層向けトレーニングの実施状況

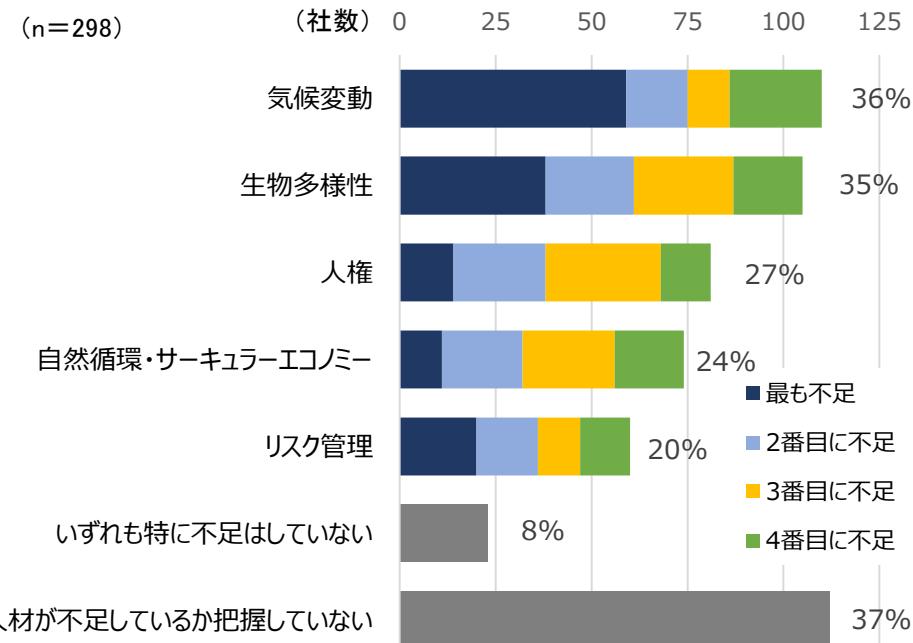
### C) 金融教育

1. 一般に向けた教育の実施状況

# 金融業界向けサステナブルファイナンス人材育成アンケート（2）不足する分野

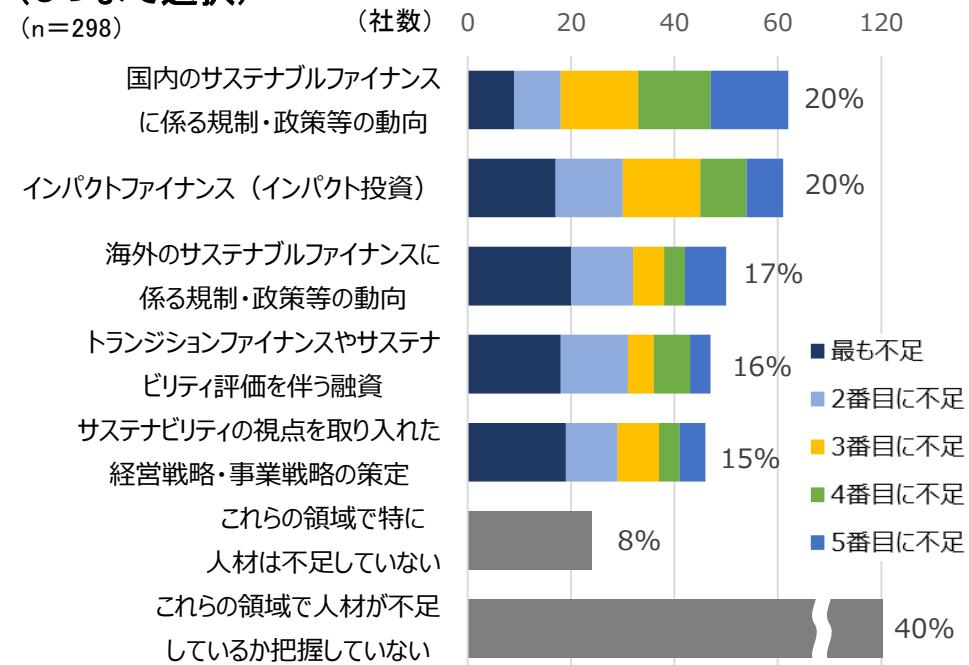
- 約半数以上の回答機関がサステナブルファイナンスのいずれかの分野で自社の人材が不足していると回答。
- 分野別には、ESG課題では気候変動、生物多様性、人権、サーキュラーエコノミーについて、知識実践ではインパクト投資と国内の政策等の動向について、不足を指摘する回答が多い。

人材が不足する分野(ESG課題 上位5位)  
(4つまで選択)



どの業態でも、気候変動を「最も不足」していると回答した機関数が最多。生物多様性の人材不足も課題

人材不足の分野(知見・実践 上位5位)  
(5つまで選択)

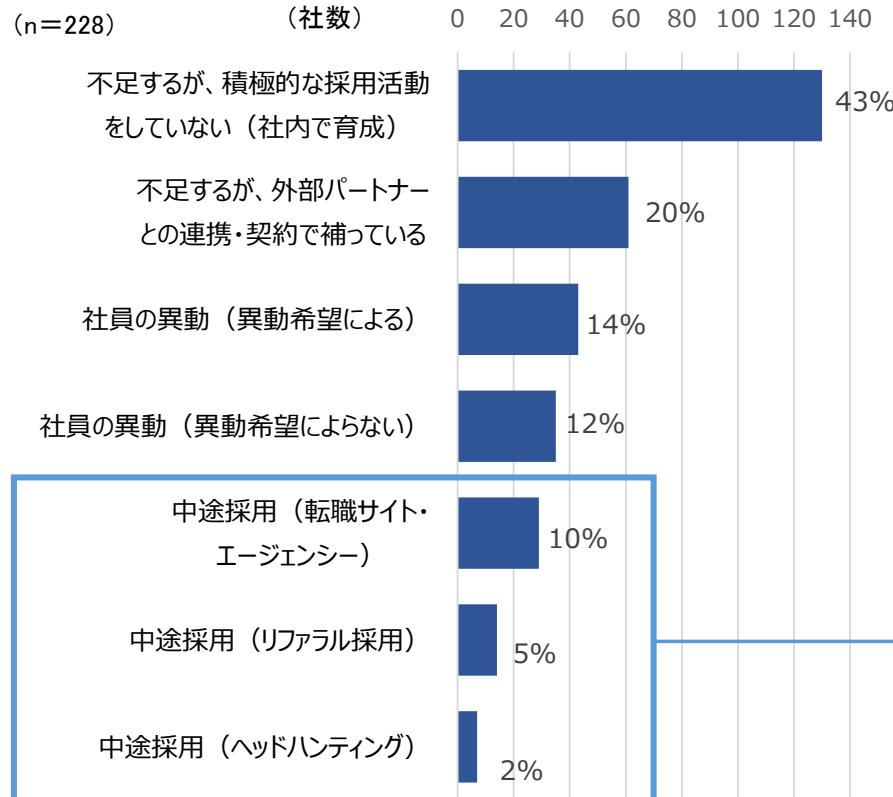


都銀、生損保、証券会社では、インパクトを「不足」していると回答した機関が最多

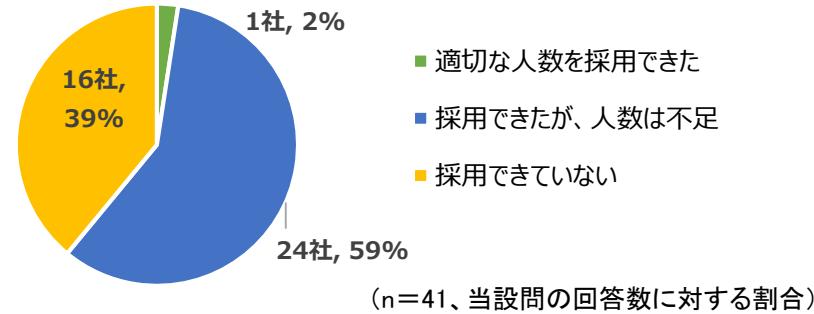
# 金融業界向けサステナブルファイナンス人材育成アンケート（3）採用状況

- 人材不足への対応策としては、「社内で育成」する機関が最も多く43%となる一方、「中途採用」を行う機関は全体の2割弱とだが、うち人材を採用できていない機関は4割で、「適切な人材を採用できた」のはごく少数(1社)。
- 需給双方から中途採用が人材不足への対応策として必ずしも十分に活用されていないことが伺われる。望ましいバックグラウンドへの期待は同業種の実務経験が中心で、例えば海外・NGO・研究機関等での経験まで広がっていない。

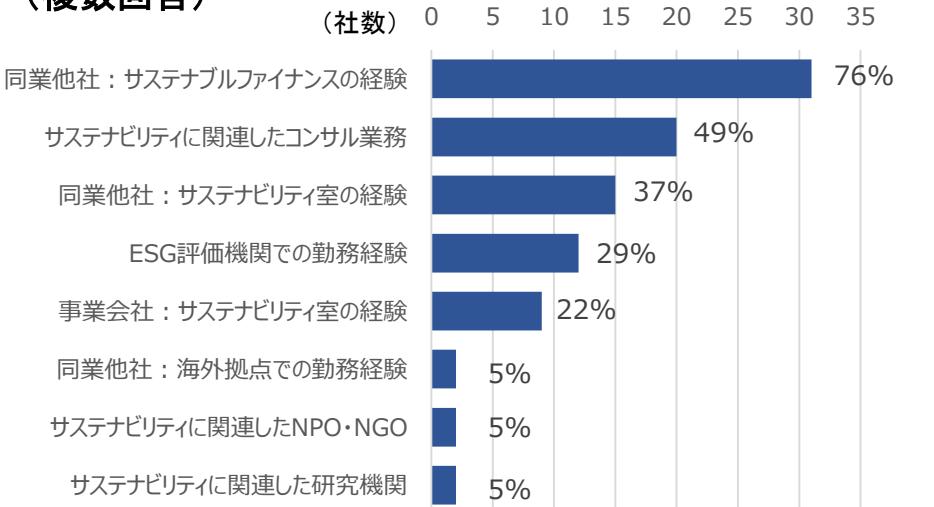
## 主な不足人材の採用方法と中途採用の状況 (複数回答)



## 中途採用における採用状況



## 中途採用において望ましいバックグラウンド（一部抜粋） (複数回答)

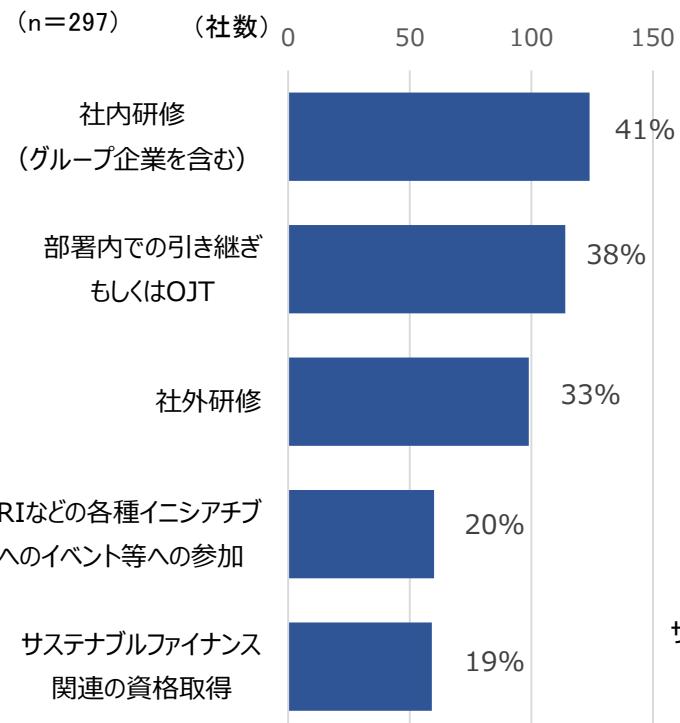


(n=40、当設問の回答数に対する割合)37

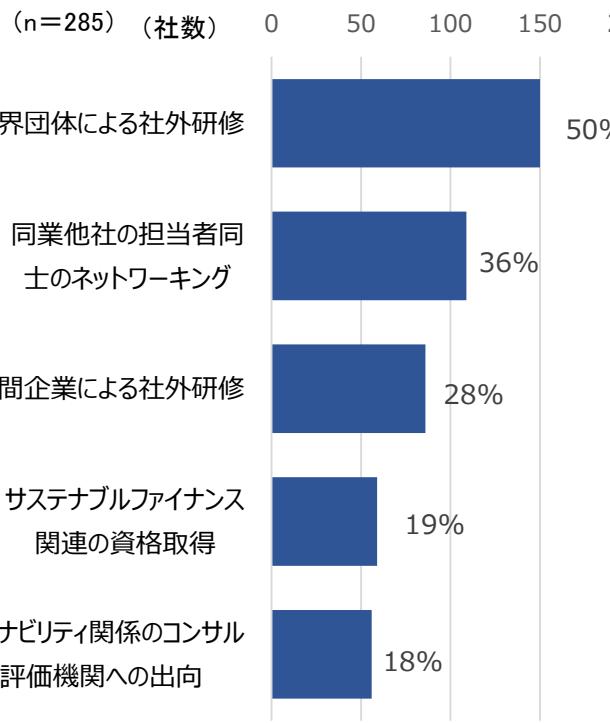
# 金融業界向けサステナブルファイナンス人材育成アンケート（4）人材育成の方法

- 現在実施している担当者の育成方法として、「社内研修」や「引継ぎもしくはOJT」を挙げる機関がそれぞれ約4割である一方、今後検討したい方法としては「業界団体による社外研修」や「同業他社の担当者同士のネットワーキング」が4～5割となっており、個社での育成に止まらない業態全体の取組みを期待する声が大きい
- 経営層へのトレーニングについても、「今後、実施を検討したい」とする回答が6割弱と、ニーズの高さが伺える

現在:担当者の主な育成方法  
(複数回答)



今後検討したい:担当者の育成方法  
(複数回答)



経営層のトレーニング

